

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 30 年 6 月 11 日

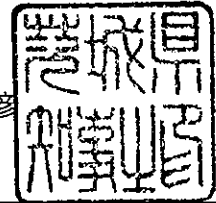
住 所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2

氏 名 勝田環境株式会社

代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	平成 30 年 6 月 11 日	許可番号	1-1-0260
施設の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破砕施設（政令第 7 条第 7 号） 木くずの破砕施設（政令第 7 条第 8 の 2 号） 木くず，廃プラスチック類，がれき類，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，ゴムくず，金属くず，紙くず，繊維くず（木くず以外は夾雑物に限る）		
設置場所	ひたちなか市大字高野字大房地 1967 番 1 外 9 筆		
処理能力	264 t／日（8 時間），33 t／時間		
許可の条件			
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有 無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		